

2026年1月27日

サステナビリティ基準委員会 御中

公認会計士 竹村純也

「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」に対するコメント

2025年12月15日に貴委員会より公表された「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」につき、意見提出の機会を賜り、厚く御礼申し上げます。

本コメントは、貴委員会が掲げる ISSB 基準との整合性を、結果としての情報同等性の観点から、より確実に実現することを目的として、規定構造および実務運用の双方の視点から検討したものです。

今後の審議において、基準の明確性および実効性を高めるための建設的な検討材料としてご参照いただければ幸いです。以下、意見を申し述べます。

質問2

本公開草案での主な提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

1. 「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示

本コメントは、スコープ3カテゴリー15に関する限定措置・説明責任・小計開示について、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の制度設計思想（因果構造）を SSBJ 基準に正確に写すことを目的とするものである。

（1）第56-2項（範囲限定）の目的限定の明示

ISSBは、IFRS S2号第29A項において、スコープ3に関する特定の開示要求を満たすために開示を作成するという限定された文脈においてのみ、範囲限定を許容する構造を採っている。

これに対して、気候基準改正案第56-2項は、カテゴリー15の範囲限定およびデリバティブ除外を、独立した除外規定として配置している。この構造では、カテゴリー15の一般的定義そのものが恒久的に変更されたと誤読される余地が否定できない。

したがって、第56-2項の冒頭に、「特定の開示要求を満たすために開示を作成するにあたり」という目的限定を明示すべきと考える。また、デリバティブ除外についても、「限定措置の目的上」許容される付随的例外であることを、規定上、明確に位置づけることが不可欠であると考えます。

【修正文案（例）】

56-2. 企業は、スコープ3に関する特定の開示要求を満たすために開示を作成するにあたり、スコープ3カテゴリ-15の温室効果ガス排出について、次のいずれか又は両方を適用することができる。

- (1) ファイナンスド・エミッション以外の温室効果ガス排出を、当該カテゴリから除外すること。
- (2) 前号の限定措置の目的上、一定のデリバティブに係る温室効果ガス排出を、当該カテゴリから除外すること。

(2) 第56-3項（説明責任）のトリガー設計

ISSBは、IFRS S2 号第29B項において、限定措置を適用したという行為そのものを説明責任の発生トリガーとしている。すなわち、「例外の行使」と「説明責任」を不可分の因果関係として規定構造に埋め込んでいる。この因果関係が明示されているか否かは、当該説明を「例外行使の代償」と理解できるかどうかにより直接影響する。

これに対して、気候基準改正案第56-3項は「除外がある場合」を起点とするため、説明義務が例外行使の結果なのか、単なる事実説明なのかが読み取りにくい。

制度哲学の明確化という観点から、導入部は、「第56-2項の限定措置を適用した場合」など、行為を主語とする書きぶりに改めることにより、例外行使と説明責任の因果関係を一読で理解できる構造とすべきと考える。

【修正文案（例）】

56-3. 企業が第56-2項の限定措置を適用した場合には、次の事項を開示しなければならない。

- (1) 当該限定措置において、どの金融活動をデリバティブとして取り扱ったか。
- (2) 当該限定措置の適用の結果として、スコープ3カテゴリ-15から除外した温室効果ガス排出の内容。

(3) 第56-4項（小計開示）の条件付き義務化

ISSBは、IFRS S2 号第29C項において、カテゴリ-15をスコープ3測定に含めた場合に限り、小計開示を求める「条件付き義務」として設計されている。

これに対して、気候基準改正案第56-4項は、条件が省略された一般義務のように読めるため、カテゴリ-15を含めていない場合や、限定措置の結果として範囲を絞っている場合に、実務上の混乱を招くおそれがある。基準最終化後に解釈補足やFAQによる事後的な調整を要するリスクを低減する観点からも、規定上の明確化が重要である。

誤読リスクを確実に低減するため、第 56-4 項についても、「カテゴリ-15 をスコープ 3 測定に含めた場合」という条件を規定上、明示すべきと考える。

【修正文案（例）】

56-4. 企業が、スコープ 3 の温室効果ガス排出の測定においてスコープ 3 カテゴリ-15 を含めている場合には、当該カテゴリ-15 の温室効果ガス排出について、次の事項を区分して開示しなければならない。

- (1) スコープ 3 カテゴリ-15 の温室効果ガス排出の合計
- (2) 前号の合計に含まれるファイナンスド・エミッションの小計

2. 産業分類システムの選択に関する提案

商業銀行（C5 項）および保険（C6 項）における産業分類システムの選択に関する提案について、結果としての情報同等性の観点から ISSB 基準との整合性を確実に担保するため、規定構造の修正が必要と考える。

ISSB は、IFRS S2 号 B62A 項および B63A 項において、産業分類システムの選択を、移行リスクの理解という目的を起点とし、有用性を満たした場合に限り、比較可能性の観点から一般的に用いられている分類を優先するという判断構造として示している。すなわち、比較可能性は有用性を満たした後に初めて考慮される補助的な判断要素として位置づけられている。

これに対し、本公開草案では、「一般的に用いられている産業分類システムを優先しなければならない」という独立した規範文が強い義務表現で置かれているため、比較可能性に関する判断が、実務上は結論として前面に出る構造となっている。このため、公開草案の文理上は有用性が先行すると読めるとしても、規範の重心は比較可能性側に傾く結果、ISSB が意図する判断順序が実務上十分に担保されないおそれがある。

具体的には、企業および保証業務の実務において、当該産業分類が移行リスクの理解にどのように資するかという判断よりも、一般的に用いられている分類を採用しているかどうかという外形的事実が主たる確認対象となりやすい。その結果、産業分類システムの選択が、移行リスク分析の帰結として行われる判断ではなく、形式的な要件充足の確認として処理されるおそれがある。

以上を踏まえ、産業分類システムの選択については、比較可能性が有用性を満たした後にのみ考慮される補助的な判断要素であること、また、「他の条件が同じ場合に限り」一般的な分類を優先するという判断構造が規定上明確に読み取れるよう修正することを要望する。これは、SSBJ 基準に準拠した実務が、結果として ISSB 基準と同等の情報開示に収斂することを確実にするために不可欠である。

【修正文案（例）】

C5.（略）

(5) C5 項(1)②及び(2)①に従い、ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するにあたっては、気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを一般目的財務報告の利用者が理解するうえで有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを用いなければならない。

そのうえで、当該有用性を満たす産業分類システムが複数存在し、他の条件が同じである場合には、比較可能性を高める観点から、一般的に用いられている産業分類システムを優先して選択しなければならない。

なお、（略）

（注） 保険（C6 項(5)）についても、同趣旨で同様の修正を行う。

以上